

# 住吉区生涯学習推進員要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、住吉区における生涯学習推進員に関し、必要な事項を定めるこ  
とを目的とする。

## (任務)

第2条 生涯学習推進員は、地域における生涯学習の振興に関し、大阪市生涯学習推  
進員設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- (1) 生涯学習ルーム事業への支援
- (2) 区や地域における各種生涯学習事業への支援と協力

## (委嘱予定者の推薦)

第3条 区長は、各地域活動協議会会長の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿  
をとりまとめ教育委員会に提出する。

## (委嘱予定者推薦の要件)

第4条 生涯学習推進員の委嘱推薦にあたっては、次に掲げる要件を満たさなければ  
ならない。

- (1) 大阪市生涯学習推進員設置要綱第3条、第4条に定める要件を満たすこと。
- (2) 住吉区長が定める所定の課題提出ならびに研修を修了すること。

## (細則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、住吉区長が定める。

(附則) この要綱は平成26年4月1日から施行する。